

令和8年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和7年度 条例その他)

目次		
番号	件名	ページ
定県第 187 号議案	神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例	1
定県第 188 号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
定県第 189 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	3
定県第 190 号議案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	7
定県第 191 号議案	神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	8
定県第 192 号議案	神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例	9
定県第 193 号議案	職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例	10
定県第 194 号議案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	11
定県第 195 号議案	工事請負契約の締結について（県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築－第1工区）請負契約）	12
定県第 196 号議案	工事請負契約の締結について（県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築－第2工区）請負契約）	13
定県第 197 号議案	工事請負契約の締結について（県営藤沢大庭団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約）	14
定県第 198 号議案	工事請負契約の締結について（県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築－第1工区）請負契約）	15
定県第 199 号議案	工事請負契約の締結について（湘南方面特別支援学校（仮称）ブル棟他新築及び本館他改修工事（建築－第1工区）請負契約）	16
定県第 200 号議案	工事請負契約の変更について（元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約）	17
定県第 201 号議案	工事委託契約の変更について（浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約）	18
定県第 202 号議案	特定事業契約の変更について（花と緑のふれあいセンター特定事業契約）	19
定県第 203 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	21
定県第 204 号議案	債権の放棄について	23
定県第 205 号議案	訴訟の提起について	24
定県第 206 号議案	損害賠償の額の決定について	25
県報 第 3 号	専決処分について承認を求めること（令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第7号））	26
県報 第 4 号	専決処分について承認を求めること（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴について）	31

神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育の改革を推進する事業のために国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を積み立てるため、神奈川県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、第2条の事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。
別表第3の5の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等を提供する事務から監査委員が行う住民監査請求に関する事務を削除するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表39の項(1)中「2万3,000円」を「2万7,600円」に改め、同項(2)中「2万5,000円」を「3万円」に改め、同項(3)中「5,900円」を「7,000円」に改め、同表45の項(3)中「20円」を「30円」に改め、同項(4)中「60円」を「70円」に改め、同表47の項(1)エ中「18円」を「20円」に、「8円」を「、10円」に改め、同表92の項を次のように改める。

92 削除		
-------	--	--

別表の6 健康医療局関係の表5の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表6の項中「3,200円」を「3,400円」に改め、同表7の項中「3,600円」を「3,800円」に改め、同表8の項中「2万2,400円」を「2万3,700円」に改め、同表9の項及び10の項中「3,200円」を「3,800円」に改め、同表21の項中「5,600円」を「6,400円」に改め、同表21の3の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表21の4の項中「3,400円」を「4,000円」に改め、同表21の5の項中「4,100円」を「4,400円」に改め、同表24の項中「3,400円」を「4,000円」に改め、同表25の項中「4,100円」を「4,900円」に改め、同表26の項中「4,300円」を「4,500円」に改め、同表27の項及び28の項中「3,400円」を「3,600円」に改め、同表29の項及び30の項中「4,100円」を「4,300円」に改め、同表31の項中「4万1,330円」を「4万5,260円」に改め、同表32の項中「1万8,150円」を「2万円」に改め、同表33の項中「1万1,100円」を「1万2,300円」に改め、同表34の項中「4万3,580円」を「4万8,000円」に改め、同表35の項中「2万2,260円」を「2万6,000円」に改め、同表36の項中「1万6,170円」を「1万9,110円」に改め、同表38の項中「2万7,300円」を「3万900円」に改め、同表39の項中「1万4,800円」を「1万6,900円」に改め、同表40の項中「1万300円」を「1万900円」に改め、同表41の項中「6,400円」を「7,400円」に改め、同表42の項中「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同表43の項中「5,200円」を「5,400円」に改め、同表44の項及び45の項中「2,400円」を「2,800円」に改め、同表46の項及び47の項中「4,000円」を「4,800円」に改め、同表49の項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同表50の項中「3,700円」を「3,900円」に改め、同表52の項及び53の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表54の項中「1万1,500円」を「1万3,400円」に改め、同表55の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表57の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表58の項中「1万4,600円」を「1万6,600円」に改め、同表59の項から62の項までの規定中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表63の項中「2,700円」を「3,200円」に改め、同表64の項中「1万4,600円」を「1万6,600円」に改め、同表65の項及び66の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表77の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表78の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表78の2の項から78の5の項までの規定中「1万1,100円」を「1万2,000円」に改め、同表79の項中「7,200円」を「7,600円」に改め、同表80の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表81の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表85の項中「6万3,200円」を「7万4,800円」に改め、同表89の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表91の項中「10万2,900円」を「11万2,800円」に改め、同表92の項中「6万3,200円」を「6万6,200円」に改め、同表97の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表98の項(1)中「9万4,300円」を「9万4,800円」に改め、同項(3)中「4

万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表127の11の項及び127の13の項中「10万2,900円」を「11万2,800円」に改め、同表127の14の項及び127の15の項中「3万8,100円」を「3万8,300円」に改め、同表128の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表129の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表131の項中「7,100円」を「8,500円」に改め、同表132の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表133の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表133の2の項中「1万4,300円」を「1万5,000円」に改め、同表133の3の項中「7,600円」を「8,700円」に改め、同表134の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表135の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表138の項中「2万1,400円」を「2万5,100円」に改め、同表138の2の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表138の3の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表139の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表140の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表142の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表143の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表145の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表146の2の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の3の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表146の4の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の5の項中「2,900円」を「3,400円」に改める。

別表の8 県土整備局関係の表30の項中「470円」を「560円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の4 環境農政局関係の表92の項の改正規定 令和8年4月1日

(2) 別表の6 健康医療局関係の表118の項、119の項、121の項及び122の項の改正規定（「第14条第7項」を「第14条第6項」に改める部分に限る。）並びに同表124の項から127の項までの改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。） 令和8年5月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項又は第5条第1項の規定に基づく家畜の検査の日程を決定しているものに係る家畜検査手数料については、改正後の別表の4 環境農政局関係の表45の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

(提案理由)

手数料の適正化を図るために実施した調査の結果を踏まえ、受益者負担の原則の観点から、手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する 条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の表本港特別泊地の項及び本港環境整備施設の項を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「次に掲げる甲種漁港施設」を「宮川環境整備施設（駐車場に限る。）」に改め、同項各号を削る。

第27条ただし書中「第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設」を「宮川環境整備施設（駐車場に限る。）」に改める。

別表第4停係泊料の項を削り、同表駐車料の項を次のように改める。

駐車料	宮川環境整備施設区域の駐車場	1台1日につき 520円。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。
-----	----------------	--

別表第4の備考1を削り、同表の備考2中「1時間又は」を削り、「それら」を「1日」に、「それぞれの」を「その」に改め、同表中備考2を備考とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

本港特別泊地及び本港環境整備施設の三浦市への貸付けに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の促進」を「を促進し、もってジェンダー平等の実現を図り、全ての人が個性と能力を発揮することのできる社会の実現」に改める。

第2条第1号中「男女が、」を「ジェンダー平等の実現を目指して、男女が、」に改め、同条第4号中「相手が望まない」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ジェンダー平等　社会的又は文化的に形成された性別による格差、差別及び偏見が解消され、全ての人が平等である状態をいう。

第3条第1項中「男女の」を「全ての人の」に、「男女が」を「全ての人が」に改め、同条第2項中「男女が」を「全ての人が性別によらず、」に改め、同条第3項中「男女が」を「全ての人が」に改め、同条第4項中「社会における制度又は慣行が」を「社会的又は文化的に形成された」に、「等を反映して、男女の」を「の意識（以下「固定的性別役割分担意識」という。）を解消し、」に、「に対して影響を及ぼすことのない」を「が行われる」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2　県は、男女共同参画の推進に関する施策その他施策の策定及び実施に当たっては、ジェンダー平等の実現の観点を踏まえるものとする。

第6条第1項中「男女が」を削る。

第7条中「異性に対する」を削る。

第9条中「が、」の次に「固定的性別役割分担意識を連想させ、又は性別による権利侵害行為を助長させる表現その他の」を加え、「講じる」を「講ずる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、ジェンダー平等の実現を目的に追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例（平成20年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項」を「同法第18条の32第4項」に、「国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を「地域限定保育士試験」に改める。

第2条中「国家戦略特別区域法第12条の5第6項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験を」を「同法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験を」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験手数料 1万2,700円
- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第2項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 保育士試験全部免除申請手数料 2,400円
- (4) 児童福祉法施行規則第6条の54において読み替えて準用する同令第6条の11の2第2項の規定に基づく地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 地域限定保育士試験全部免除申請手数料 2,400円

第3条の見出し中「指定試験機関」の次に「又は指定地域試験機関」を加え、同条第1項中「(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「児童福祉法第18条の9第1項に」を「同項に」に、「又は国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者は、前条の手数料を当該指定試験機関に」を「を受けようとする者は前条第1号又は第3号に掲げる手数料を当該指定試験機関に、同法第18条の32第1項の規定により同項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）がその地域試験事務の全部を行う地域限定保育士試験を受けようとする者は前条第2号又は第4号に掲げる手数料を当該指定地域試験機関にそれぞれ」に改め、同条第2項中「指定試験機関」の次に「又は指定地域試験機関」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、国家戦略特別区域限定保育士試験手数料の名称を地域限定保育士試験手数料に変更するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職業能力開発促進法施行条例の一部を 改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 技能検定の成績証明書の交付	技能検定成績証明書交付 手数料	400円
-----------------	--------------------	------

附 則

- この条例は、令和8年4月16日から施行する。
- 改正後の別表第1の6の項の規定は、この条例の施行の日以後に成績証明書の交付の申請書を受理したものから適用する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、技能検定成績証明書交付手数料を新設するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正 する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の2に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、管理者以外の水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は管理者以外の水道事業者により同法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。

第15条第1項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前条第2項の規定により管理者以外の水道事業者又は管理者以外の水道事業者により水道法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。第48条第1項第2号を除き、以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

災害その他非常の場合において、公営企業管理者以外の水道事業者又は当該水道事業者の指定を受けた者による給水装置工事の施行を可能とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築一第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 中島・カナコー特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社中島建設

代表取締役 中島 一弘

2 請負契約金額 12億1,733万8,540円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築一第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築一第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 中島・カナコ特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社中島建設

代表取締役 中島 一弘

2 請負契約金額 11億7,925万6,320円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築一第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営藤沢大庭団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社渡辺組

代表取締役 渡 邊 一 郎

2 請負契約金額 11億2,420万円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営藤沢大庭団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築一第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社エス・ケイ・ディ

代表取締役 長谷川 辰巳

2 請負契約金額 13億9,700万円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築一第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

湘南方面特別支援学校（仮称）プール棟他新築及び本館他改修工事（建築一第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社渡辺組

代表取締役 渡 邊 一 郎

2 請負契約金額 8億9,162万2,336円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

湘南方面特別支援学校（仮称）プール棟他新築及び本館他改修工事（建築一第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約（令和6年12月19日定県第123号をもって議決、令和7年10月31日知事の専決処分による契約金額の変更）を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 馬淵・新栄特定建設工事共同企業体
代表者 馬淵建設株式会社
代表取締役 馬淵圭雄
- 2 元請負契約金額 6億3,392万1,200円
- 3 変更請負契約金額 7億5,586万6,100円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地盤改良工事の追加施行に伴い、元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の変更について

浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約（令和5年12月18日定県第115号をもって議決、令和7年2月7日知事の専決処分による契約金額の変更）を次のとおり変更するものとする。

1 委託契約者名 戸田・紅梅特定建設工事共同企業体
代表者 戸田建設株式会社横浜支店
支店長 繩田 浩

2 元委託契約金額 32億789万円

3 変更委託契約金額 33億1,004万5,000円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

業務契約書第75条第6項及び第7項の賃金等の変動に基づく建設工事請負額相当額の変更条項の適用に伴い、浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

平成26年12月25日定県第140号をもって議決を経た花と緑のふれあいセンターの特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

1 契 約 者 名 平塚市寺田縄496番地1

株式会社かながわG Aパートナーズ

代表取締役 尾崎達也

2 原 契 約 金 額

維持管理及び運営に関する費用 次の維持管理費及び運営費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額から利用料金等収入見込額を差し引いた額並びに改定率を乗じて得られる当該年度の修繕・更新費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額

平成21年度 1,862万6,835円

平成22年度 2億2,673万2,960円

平成23年度から平成26年度まで

2億2,673万2,960円に改定率を乗じて得られる額

平成27年度から平成41年度まで

1億8,895万4,943円に改定率を乗じて得られる額

3 変 更 契 約 金 額

維持管理及び運営に関する費用 次の維持管理費及び運営費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額から利用料金等収入見込額を差し引いた額並びに改定率を乗じて得られる当該年度の修繕・更新費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額

平成21年度 1,862万6,835円

平成22年度 2億2,673万2,960円

平成23年度から平成26年度まで

2億2,673万2,960円に改定率を乗じて得られる額

平成27年度から令和7年度まで

1億8,895万4,943円に改定率を乗じて得られる額

令和8年度から令和11年度まで

1億8,895万4,943円に令和8年度以降適用する改定率を乗じて得られる額

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定事業契約に基づく施設の維持管理及び運営に関する費用の算定に使用する指標の変更に伴い、花と緑のふれあいセンターの特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農道整備事業	小田原市	54,193千円	52,092千円
農地保全事業	小田原市	11,425	9,920
湛水防除事業	小田原市	23,520	15,925
〃	大井町	1,880	1,273
県営漁港整備事業	小田原市	15,650	12,650
〃	三浦市	3,900	3,700
相模川流域下水道事業	相模原市	382,144	246,427
〃	平塚市	170,086	109,671
〃	藤沢市	11,627	7,492
〃	茅ヶ崎市	130,887	84,407
〃	厚木市	170,033	109,617
〃	伊勢原市	25,833	16,652
〃	海老名市	91,499	58,997
〃	座間市	66,230	42,700
〃	綾瀬市	18,156	11,705
〃	寒川町	43,600	28,092
〃	大磯町	17,210	11,090
〃	愛川町	36,740	23,673
酒匂川流域下水道事業	小田原市	351,050	235,156
〃	秦野市	5,385	3,607
〃	南足柄市	92,366	61,758
〃	二宮町	24,941	16,700
〃	中井町	18,388	12,301
〃	大井町	20,135	13,495
〃	松田町	11,851	7,939
〃	山北町	22,120	14,809
〃	開成町	41,600	27,827

〃	箱根町	317,285	294,301
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,422,268	3,131,885
〃	平塚市	1,494,608	1,369,558
〃	藤沢市	62,513	57,090
〃	茅ヶ崎市	1,284,557	1,177,817
〃	厚木市	1,465,527	1,340,117
〃	伊勢原市	201,015	184,544
〃	海老名市	799,486	729,233
〃	座間市	593,478	545,737
〃	綾瀬市	139,341	126,203
〃	寒川町	238,518	217,548
〃	大磯町	102,180	94,171
〃	愛川町	175,366	157,871
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,964,335	1,871,549
〃	秦野市	33,148	31,184
〃	南足柄市	322,791	302,542
〃	二宮町	152,173	143,645
〃	中井町	86,769	81,811
〃	大井町	150,064	145,816
〃	松田町	79,116	74,693
〃	山北町	96,050	88,831
〃	開成町	173,971	163,281

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

ビジネスモデル転換事業費補助金返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
合同会社H A Z A M A 代表社員 長谷 敏明	川崎市川崎区南町4-2-1 F	円 5,843,681	円 5,843,681	債務者の破産
計 1 名		5,843,681	5,843,681	

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ビジネスモデル転換事業費補助金返還金の債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

建 物 明 渡 等 を 請 求 す る 県 営 住 宅	住 所	氏 名
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

- 3 請 求 内 容 県営住宅の明渡し及び損害金支払請求

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

損害賠償の額の決定について

次により損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 件 名 国家公務員宿舎（応急仮設住宅）を期限までに返還できなかったことに係る使用料相当額の損害賠償
- 2 損害賠償の相手方 横浜市中区北仲通5丁目57番地
関東財務局横浜財務事務所
所長 星 肇
- 3 損害賠償の額 121万1,487円

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

不適正居住者の居住により、国家公務員宿舎（応急仮設住宅）を使用許可期限までに返還できなかったことについて、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

専決処分について承認を求めるこ

令和7年度神奈川県一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第7号）

令和7年度神奈川県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48億3,477万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆3,065億7,882万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費追加」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国 庫 支 出 金		千円 205,876,225	千円 4,834,773	千円 210,710,998
	3 委 託 金	11,786,316	4,834,773	16,621,089
歳 入 合 計		2,301,744,049	4,834,773	2,306,578,822

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 485,490,661	千円 4,834,773	千円 490,325,434
	3 選 挙 費	3,757,143	4,834,773	8,591,916
歳 出 合 計		2,301,744,049	4,834,773	2,306,578,822

第2表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 4,834,773
	3 選挙費		4,834,773
		衆議院議員総選挙執行費	4,821,081
		衆議院議員総選挙啓発推進費	9,090
		最高裁判所裁判官国民審査費	4,602
合計			4,834,773

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参考

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金	千円 205,876,225	千円 4,834,773	千円 210,710,998
歳入合計	2,301,744,049	4,834,773	2,306,578,822

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国庫支出金	県債	その他		
2 総務費	千円 485,490,661	千円 4,834,773	千円 490,325,434	千円 4,834,773	千円 -	千円 -	千円 -	
歳出合計	2,301,744,049	4,834,773	2,306,578,822	4,834,773	-	-	-	

2 歳入

8款 国庫支出金 3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費委託金	千円 10,233,886	千円 4,834,773	千円 15,068,659	3 選挙費委託金	千円 4,830,171	1 衆議院議員総選挙執行費委託金 千円 4,821,081	
					4,602	2 衆議院議員総選挙啓発推進費委託金 千円 9,090	
委託金計	11,786,316	4,834,773	16,621,089				

3 歳出

2款 総務費 3項 選挙費

目	予算額	補正額の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
4 衆議院議員総選挙費	千円 (補正前の額) -	千円 (国庫支出金) 4,830,171	1 報酬	千円 2,467	1 衆議院議員総選挙執行費 千円 4,821,081
			3 職員手当等	10,000	2 衆議院議員総選挙啓発推進費 千円 9,090

			4 共済費	276	
			8 旅費	410	
			11 役務費	4,469	
			13 使用料及び 賃借料	690	
			負担金、補 18 助及び交付 金	4,811,859	
最高裁判所 5 裁判官国民 審査費	(補正前の額) — (補 正 額) 4,602 (計) 4,602	(国庫支出金) 4,602	1 報酬	43	最高裁判所裁判官国民審査費
			3 職員手当等	676	
			8 旅費	10	
			13 使用料及び 賃借料	86	
			負担金、補 18 助及び交付 金	3,787	
選挙費計	(補正前の額) 3,757,143 (補 正 額) 4,834,773 (計) 8,591,916	(国庫支出金) 4,834,773			

給 与 費 明 細 書

一 般 職

1 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	55,056	231,794,606	198,921,122	430,715,728	81,073,369	511,789,097	
補 正 前	55,056	231,794,606	198,910,446	430,705,052	81,073,369	511,778,421	
比 較	0	0	10,676	10,676	0	10,676	

職員手当の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	14,861,770
	補正前	14,851,094
	比 較	10,676

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(一般職員)

区 分	増減額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 10,676	選挙事務執行に伴 う増加分	千円 10,676	時間外勤務手当 10,676千円

専決処分について承認を求めること

神奈川県の提訴に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴について

1 訴訟当事者

原 告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

被 告

[REDACTED]

2 控訴年月日

令和7年12月23日（東京高等裁判所）

3 控訴の理由

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第3弾から第15弾までを交付した店舗が協力要請期間前に既に廃業しており交付要件を満たさなかったとして、令和5年6月1日、[REDACTED]を被告とする新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を求める訴えを提起し、令和7年12月10日、判決の言渡しがあったが、この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められるので控訴するものとする。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

